

(別紙2)

# 大館市国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態を回避するための  
推進方針

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

#### 「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

##### 住宅の耐震化 【都市計画課】

- ・住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断、耐震改修に対する支援を実施する。

##### 公共特定建築物（ ）の耐震化 【都市計画課】

- ・公共特定建築物について、利用者の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等により、計画的に耐震化を進める。

##### 「特定建築物」

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

##### 学校の耐震化 【教育総務課】

- ・小中学校の耐震化は、平成28年度に完了しているが、児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井、照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する。

##### 病院の耐震化 【総合病院】

- ・総合病院は平成12年度から21年度にかけて、大規模に増改築し耐震化されている。扇田病院は昭和58年度建設の建物であり、耐震化されている。

##### 社会福祉施設等の耐震化 【福祉課・子ども課・長寿課】

- ・未耐震施設の状態や施設設置者等の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を推進する。

##### 指定文化財・史跡の耐震化 【歴史文化課】

- ・見学者等の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する。

#### 「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針

##### 空き家対策 【危機管理課】

- ・所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、全市悉皆調査を定期的実施し、その所有者等に指導などしていくほか、危険空家等解体撤去費補助金の活用により、解体に対する支援を実施する。

##### 都市基盤等の整備 【都市計画課・まちづくり課】

- ・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備や土地区画整理事業等の都市基盤整備を推進する。なお、平成30年度から「都市計画道路網の見直し」に着手している。
- ・道路に面する塀等について、特に緊急性が高い劣化した塀等の情報があつた際は、所有者に対し、「危険ブロック塀等撤去支援事業」の活用を促すなど、事故等防止に向けた対策を推進する。

#### 「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための推進方針

##### 家具類の固定など室内安全対策 【危機管理課・消防】

- ・家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定などの普及啓発を図る。

**「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針**

**住宅用火災警報器の設置 【消防】**

- ・火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発を図るとともに、地震による停電等に伴い、電気機器が復旧した際に発生する火災に有効な感震ブレーカーの普及啓発も推進する。

**【重要業績評価指標】 目標値**

住宅の耐震化率 66.3% (H25) 95.0% (R7)

公共特定建築物の耐震化率

90.5% (H27) 100% (R7)

学校施設の耐震化率 100% (H28完了)

- 1 都市計画道路の整備

17.24km未着手 / 64.02km計画延長 (R4)

随時拡充

- 2 御成町南地区区画整理事業進捗率

36.0% (H26) 100% (R6)

住宅用火災警報器の設置率 86.0% (H30) 90.6% (R6)

**【推進する事業】**

- ・住宅リフォーム緊急支援事業
- ・空き家対策総合支援事業

**最悪の事態1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**

**「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針**

**河川改修等の治水対策 【土木課・都市計画課】**

- ・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

**河川関連施設の老朽化対策 【土木課・都市計画課】**

- ・河川関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

**「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針**

**洪水ハザードマップの作成 【危機管理課】**

- ・想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成する。

**避難勧告等の判断基準等の策定 (水害) 【危機管理課】**

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 (緊急) の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル (水害)」を策定する。

**【重要業績評価指標】 目標値**

洪水ハザードマップの策定

策定済み 更新済み（R4）

避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定

策定済み 更新済み（R4）

最悪の事態1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

「噴火情報等が伝達されない」ことを回避するための推進方針

火山防災協議会への参画 【危機管理課・消防】

- ・想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を推進するため、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「十和田火山防災協議会」へ参加する。

「市民が噴火に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

**再掲** 1-3 火山防災協議会への参画 【危機管理課・消防】

- ・十和田火山防災協議会へ参加する。

「住家が火山泥流に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

**再掲** 1-3 火山防災協議会への参画 【危機管理課・消防】

- ・十和田火山防災協議会へ参加する。

「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

土砂災害対策施設の整備 【土木課】

- ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。

土砂災害対策施設の老朽化対策 【土木課】

- ・県では土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を平成30年度中に策定することとしており、今後、老朽化対策を計画的に推進する。

土砂災害警戒区域等の指定 【危機管理課・土木課】

- ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進する。

土砂災害ハザードマップの作成 【危機管理課】

- ・土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する。

避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害） 【危機管理課】

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定する。

【重要業績評価指標】目標値

土砂災害ハザードマップの策定 策定済み 更新済み（R4）

避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定  
策定済み 更新済み（R4）

#### 最悪の事態1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

##### 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

道路除雪等による冬期の交通確保 【土木課】

- ・除雪計画に基づき、冬期の円滑な交通確保に取り組むとともに、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。
- ・雪崩予防柵、防雪柵及び融雪設備等の整備、更新等を推進する。

##### 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

雪下ろし事故防止対策 【消防】

- ・雪下ろし講習会を実施し、安全対策の効果的な普及啓発を図る。
- ・積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び市のリフォーム事業等による取り組みを推進し、克雪化住宅の普及促進を図る。

##### 【重要業績評価指標】目標値

除雪計画の見直し 毎年実施

克雪化リフォーム実施件数 49件（H29） 継続実施

##### 【推進する事業】

- ・除雪機械整備事業（ロータリー除雪車2台、除雪ドーザ2台、除雪グレーダ4台、排雪ダンプ2台）
- ・除雪運行管理システム整備事業
- ・融雪設備更新事業（松木地下道）

#### 最悪の事態1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

##### 「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針

関係行政機関等による情報共有体制の強化 【危機管理課・企画調整課・消防】

- ・市、消防、警察、気象台など関係機関との防災訓練等を通じ、情報収集、共有体制の強化を図る。
  - ・政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保する。
- 県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化

**【危機管理課・企画調整課・消防】**

- ・県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年4月運用開始）の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施し、情報伝達体制の強化を図る。  
県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保

**【危機管理課・企画調整課】**

- ・Jアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施し、情報伝達体制の強化を図る。

**「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針**

可搬型画像システム・ドローンによる災害情報の収集 【消防】

- ・消防の可搬型画像システム及びドローンによる災害対策本部室への映像送信により、迅速な情報収集と共有、災害活動の方針決定を図る。

**「市民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針**

緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備 【危機管理課・企画調整課】

- ・住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努める。
- ・定住、在留、一時的滞在外国人等への情報伝達は、「やさしい日本語表記」に努める。

Jアラートによる情報伝達 【危機管理課】

- ・「全国瞬時警報システム」（Jアラート）の確実な運用のため、国との定期的な運用試験等により確実な受信体制の強化を図る。

避難勧告等の判断基準等の策定

**再掲** 1 - 2 避難勧告等の判断基準等の策定（水害） 【危機管理課】

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）」を策定する。

**再掲** 1 - 3 火山防災協議会への参画 【危機管理課】

- ・十和田火山防災協議会へ参加する。

**再掲** 1 - 3 避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害） 【危機管理課】

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定する。

**【重要業績評価指標】 目標値**

L G W A N回線数 1回線（H29） 2回線（整備済み）

県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施

- 1 県情報集約配信システムの導入 整備済み
- 2 インターネット仮想端末を補完する無線接続端末  
1台（H29） 13台（整備済み）

登録制メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックの  
導入 整備済み  
Jアラート自動起動装置整備 整備済み

## 最悪の事態 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

### 「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針

#### 自主防災活動の充実・強化 【消防】

- ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。

#### 地域の防災・避難訓練の実施 【危機管理課・消防】

- ・地域防災力の強化を図るため、市、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等が連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設、運営等の訓練を実施するよう働きかける。

#### 防災講座の充実 【危機管理課・消防】

- ・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織に市職員を派遣し、防災に関する普及啓発を図る。

#### 学校における防災教育の充実 【学校教育課】

- ・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育の充実を図る。

#### 多様な主体が参画する防災訓練の実施 【危機管理課・消防】

- ・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、防災関係機関及び市民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を毎年実施する。

### 【重要業績評価指標】 目標値

防災講座（危機管理課及び消防）の実施回数 26回（H30） 継続実施  
防災訓練等を実施する学校の割合 100%（H30） 100%（R6）

目標 2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

**最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針**

県との共同備蓄物資の整備 【危機管理課】

- ・県との「共同備蓄品目」の備蓄について、本市では平成 29 年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行う。

民間事業者との物資調達協定の締結 【危機管理課】

- ・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。

**「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針**

自助による備蓄の促進 【危機管理課・消防】

- ・水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災講話等を通じ 3 日分の備蓄に向けた普及啓発を図る。

避難所への備蓄の促進 【危機管理課】

- ・災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設、特に一次避難所への備蓄及び計画的な更新を進める。

物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【危機管理課】

- ・災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める。

物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【危機管理課】

- ・災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備する。

**【重要業績評価指標】 目標値**

県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み

災害時における物資の供給に関する協定の締結

NPO 法人 1 件、スーパー 2 件、石油・ガス 2 件、飲料 1 件 随時拡充

物資を備蓄している避難所数 12 避難所（全公民館） 随時拡充

物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 1 件 随時拡充

**最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生**

**「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針**

孤立する恐れのある地区の現状把握 【危機管理課・消防】



- ・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握する。
- ・災害発生時には、ドローンによる上空からの映像を活用し、孤立集落の状況を迅速に把握する必要があるため、防災協定を締結している(株)東光ホールディングスとの連携により、操作技術の習得に努める。  
通信手段の確保 【危機管理課・企画調整課】
- ・通信の途絶が想定される地区に、携帯電話の設備または衛星携帯電話等の配備に努める。

### 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

#### 孤立予防対策

##### 再掲 1 - 2 河川改修等の治水対策 【土木課・都市計画課】

- ・集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を実施するとともに、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を推進する。

##### 再掲 1 - 3 土砂災害対策施設の整備 【土木課】

- ・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県では土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等に災害防止施設の整備を進めている。

##### 再掲 4 - 1 道路施設の老朽化対策 【土木課】

- ・道路施設の急速な老朽化に対応するため、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する。

##### 再掲 4 - 1 道路の防災対策 【土木課】

- ・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。

#### 発電機など電力の確保 【危機管理課】

- ・孤立する恐れのある地区に、発電機の配備を進める。

#### 緊急物資の備蓄 【危機管理課】

- ・孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める。

### 【重要業績評価指標】目標値

携帯電話サービスエリアの人口割合

99.98% (H28) 100% (R3) 整備済み

衛星携帯電話を配備している地区 平滝集落 解消 (R3)

### 最悪の事態 2 - 3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針  
消防施設等の計画的な整備 【消防】

- ・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進める。また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、消防庁舎の代替となる建物の指定など、対策を促進する。

消防施設における燃料の確保 【消防】

- ・秋田県石油商業協同組合大館支部との「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」により、災害時の救援活動や災害復旧業務等に必要な石油類燃料の供給を要請する。また、自家用給油取扱所の設置を検討する。

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

消防団への加入促進 【消防】

- ・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進する。

消防団員の技術力の向上 【消防】

- ・消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、消防団防災リーダー育成や幹部研修を実施する。
- ・県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する。

緊急消防援助隊の受援計画の見直し 【消防】

- ・緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の援助体制が構築されているため、車両更新計画に基づき車両を更新し、出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため、受援計画の見直しを図る。

【重要業績評価指標】目標値

- 1 消防団員数の条例定数充足率  
92.0% (H29) 88.0% (R6)
  - 3 消防団協力事業所数 22事業所 (H29) 40事業所 (R6)
  - 4 消防団応援の店事業所数  
23事業所 (H29) 50事業所 (R6)
- 消防団員の消防学校教育訓練受講者数 4人 (H29) 継続実施

【推進する事業】

- ・消防ポンプ自動車整備事業 ・消防団車両整備事業
- ・消防団機動分団化事業 ・高規格救急自動車、高度救命処置用資機材整備事業

最悪の事態2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 【危機管理課】

- ・「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は指定済みであるが、施設名称、位置等について、新たな防災マップを作成するなど、周知を図る。

**福祉避難所の指定 【危機管理課】**

- ・要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する。

**「災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する」ことを回避するための推進方針**

**帰宅困難者支援に関する協定の締結 【危機管理課】**

- ・災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受け入れ場所を確保するため、民間事業者との協定締結に努める。

**「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針**

**学校、公民館の防災機能の強化 【教育総務課】**

- ・太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館において最低限必要な避難所機能を整備する。
- 公園、学校における避難場所機能の確保 【都市計画課・教育総務課】
- ・避難場所に指定されている公園や学校（グラウンド）について、老朽化対策を進める。また、公園について、市街化が進んでいる地区の公園空白地の解消に努める。

**「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針**

**避難所における生活環境の整備 【危機管理課・健康課】**

- ・「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に努める。
- ・『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に努める。
- ・保健所等と連携し、災害時に起こりやすい健康課題に対する健康教育を行うとともに、こころのケアなどの支援体制づくりを推進する。

**「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針**

**避難所外の場所に滞在する被災者への支援 【危機管理課・健康課】**

- ・車中やテント泊など、指定された避難所外の場所に滞在する被災者対策として、防災マップ等によりエコノミークラス症候群の予防法等の情報提供を行う。

**【重要業績評価指標】 目標値**

- 1 指定緊急避難場所の指定数 193箇所（H30） 随時拡充
- 2 指定避難所の指定数 136箇所（H30） 随時拡充
- 福祉避難所の指定数 16箇所（H30） 随時拡充
- 一人当たりの都市公園面積 15.6㎡（H30） 16.5㎡（R6）
- 避難所開設・運営マニュアルの策定  
策定済み 更新済み（R2）

**【推進する事業】**

- ・スポーツ施設環境整備事業
- ・花岡スポーツ公園整備事業

## 最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

### 「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

病院の業務継続体制の強化 【総合病院】

- ・「大規模災害時における大館市立総合病院業務継続計画」を策定する。

### 「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【総合病院】

- ・秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力のもと、災害の初動期以降に必要な医薬品、医療機器の流通備蓄を行う。

### 「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

災害医療コーディネーターの配置 【総合病院】

- ・県と連携し、「災害医療コーディネーター」を配置し、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供する。

DMA T（災害派遣医療チーム）の配置 【総合病院】

- ・災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行うDMA T（災害派遣医療チーム）を総合病院内に配置しており、県の出動要請等により、急性期（災害発生から概ね48時間以内）の救命活動に対応する。

### 【推進する事業】

- ・市立総合病院施設設備整備事業
- ・市立扇田病院施設設備整備事業

## 最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

平時からの感染症予防対策の強化 【健康課】

- ・定期予防接種を促進し、予防知識の普及啓発を図る。

### 「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

健康危機管理能力の向上 【健康課】

- ・衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生、防疫体制強化のための研修会等を実施する。

### 【重要業績評価指標】 目標値

麻しん、風しん混合ワクチン接種率

1期98.5%、2期97.9%(H29)  
1期95.0%、2期95.0%(R6)

目標3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する

**最悪の事態3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下**

**「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針**

市の業務継続体制の強化 【総務課・危機管理課】

- ・「大館市業務継続計画（BCP）」を策定済みであるが、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さらなる職員への周知に努める。

**「市庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針**

市庁舎の耐震性の強化 【総務課】

- ・本庁舎は耐震診断済みであるが、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）、設備機器、配管類の耐震評価の実施に努める。

執務環境の整備 【総務課】

- ・什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保を徹底する。

**「市庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針**

停電時の行政機能の確保 【総務課】

- ・平時から3日間の運転が可能な燃油量を維持する。なお、平成33年度開庁予定の新庁舎には、防災拠点としての機能発揮のため、非常用自家発電装置やマンホールトイレを設置するとともに、今後建設する市施設等も同様とする。

非常用電源等の確保 【総務課】

- ・停電時でも最低限の業務が継続できるよう、庁舎各フロアへのドラム、LANケーブル、作業灯の常備に努める。
- ・電気自動車や燃料電池自動車などの電動車は、非常用電源として活用することができるため、公用車の買い替えの際には電気自動車等の導入を推進する。

停電対応訓練の実施 【総務課】

- ・停電時でも、非常時優先業務を継続できるよう、年1回訓練を実施する。

**【重要業績評価指標】目標値**

BCP（業務継続計画）の策定 策定済み 更新済み（R2）

ポータブル発電機の備蓄数 8個（H30） 随時拡充

**【推進する事業】**

- ・本庁舎建設事業

目標 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

**最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態**

**「道路網が寸断される」ことを回避するための推進方針**

幹線道路等の整備 【土木課・都市計画課・まちづくり課】

- ・災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、電線地中化など国道及び県道の整備に協力するとともに、市道の計画的な整備を推進する。
  - ・秋田自動車道釈迦内パーキングエリアは秋田道と東北道の接続地となり、観光、輸送、広域支援など重要な拠点性を持つため、日沿道釈迦内 P A 等利活用勉強会を開催し具体的活用策を講じながら、広域交通のネットワーク強化と機能向上対策を計画的に推進する。
  - ・防災拠点としての道の駅の計画的な機能整備を推進する。
- 道路施設の老朽化対策 【土木課】
- ・道路施設の急速な老朽化に対応するため、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について、整備を推進する。
  - ・橋梁について、長寿命化修繕計画に基づき、修繕を継続するほか、大型法面、小規模構造物の点検や路面下の空洞化調査を実施する。
- 道路の防災対策 【土木課】
- ・橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。

**「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針**

鉄道施設・設備の強化 【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】

- ・引き続き、鉄道施設等の定期的な検査を行うほか、必要に応じて補強、取り替え等の対策を実施する。
- ・引き続き、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努める。

**【重要業績評価指標】目標値**

市道改良率 79.6% (H30) 80.2% (R6)

**【推進する事業】**

- ・二井田工業団地 5 号線（道路補修） ・ 釈迦内松木立花線（道路改良）
- ・上代野釈迦内線（道路改良） ・ 大館長木線（道路改良）
- ・大町山館線（道路改良） ・ 岩瀬線（道路改良、法面整備）
- ・御成町片山根下戸線（道路補修） ・ 大館釈迦内線（道路補修）
- ・大館駅東大館線（道路補修） ・ 麓西線（道路補修）
- ・早口線（道路補修） ・ 東雲線（道路補修）
- ・達子、森合線（道路補修） ・ 扇田八幡町線（道路補修）
- ・釈迦内松木立花線（松木工区：道路補修）

- ・大館長木線（大茂内工区：道路補修） ・早口川口線（歩道新設）
- ・橋梁長寿命化計画事業 ・路面性状調査事業（路面化空洞化調査含む）
- ・道路付属物点検事業

#### 最悪の事態 4-2 電気、石油等の供給機能の停止

##### 「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

電力施設・設備の強化 【東北電力(株)大館電力センター】

- ・引き続き、自然災害による停電を防止するため、電力設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視、点検など保守業務にも万全を期す。

##### 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合大館支部との協定） 【危機管理課】

- ・秋田県石油商業協同組合大館支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。

##### 「長期にわたりLPガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

LPガス供給施設・設備の強化 【一般社団法人秋田県LPガス協会】

- ・引き続き、ガス供給設備の強靱化を推進するとともに、24時間365日の緊急出動体制を整える。

#### 最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

##### 「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針

水道施設の耐震化 【水道課】

- ・施設の耐震診断を実施するとともに、基幹管路の更新を計画的に進める。
- 水道施設の老朽化対策 【水道課】
- ・アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進める。
- 水道における業務継続体制の強化 【水道課】
- ・上水道BCP（業務継続計画）は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める。

##### 「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針

消火栓の老朽化対策 【水道課・消防】

- ・老朽化対策を計画的に進める。
- ・代替施設となる耐震性防火水槽の整備を計画的に進める。



**「工業用水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針**

工業用水道の耐震化 【水道課】

- ・施設の耐震化を計画的に進める。

**【重要業績評価指標】目標値**

水道施設耐震化率 37.2% (H30) 随時拡充

基幹管路耐震化更新率 52.7% (H30) 100% (R6)

工業用水道耐震適合管率 55.9% (H30) 随時拡充

**【推進する事業】**

- ・配水管等整備事業
- ・浄水場等施設改良事業
- ・長根山浄水場浄水施設改良事業
- ・老朽管更新事業
- ・緊急時用連絡管事業
- ・漏水調査事業
- ・水源開発事業
- ・水道消火栓整備事業
- ・防火水槽整備事業

**最悪の事態4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

**「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針**

下水道施設の耐震化 【下水道課】

- ・施設の耐震化をさらに進める。
- 下水道施設の老朽化対策 【下水道課】
- ・ストックマネジメント計画を策定し、計画的に施設の老朽化対策を進める。
- 下水道における業務継続体制の強化 【下水道課】
- ・下水道BCP(業務継続計画)は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める。

**「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針**

農業集落排水施設の老朽化対策 【下水道課】

- ・老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を推進する。

**「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための推進方針**

合併処理浄化槽の促進 【下水道課】

- ・老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら引き続き促進する。

**「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための推進方針**

し尿処理等の協力体制の構築 【環境課・下水道課】

- ・災害時協力体制マニュアルを策定し、日頃から各事業所及び関係機関と連携を強化する。

**【重要業績評価指標】目標値**

重要な幹線等の耐震化率（下水道）

58.0%（H29） 60.5%（R6）

下水道BCP（業務継続計画）の策定 策定済み

地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（農業集落排水）

70.6%（H29） 91.0%（R6）

浄化槽のうち合併処理浄化槽の構成比率

70.6%（H29） 71.0%（R6）

**【推進する事業】**

- ・農業集落排水事業（機能保全計画・大館市地区）
- ・浄化槽設置整備事業
- ・し尿処理場施設修繕事業
- ・し尿処理場施設整備事業

**最悪の事態4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**

**「信号機が全面停止する」ことを回避するための推進方針**

停電時の信号機滅灯対策 【大館警察署】

- ・県では、災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を推進している。
- ・大館警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。

**【重要業績評価指標】目標値**

- 1 自動起動型信号機電源付加装置の整備台数

5基（市内・H27まで整備済み）

- 2 電池式信号機電源付加装置の整備台数

3基（市内・H27） / 計画53基（秋田県全体・R2）

整備済み（市内・11基）

**最悪の事態4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**

**「長年にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針**

電話施設・設備の強化 【東日本電信電話(株)秋田支店】

- ・引き続き、災害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、通信の途絶を防止する。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を本市と連携して進める。

携帯電話設備等の信頼性向上 【企画調整課・㈱ドコモCS東北秋田支店】

- ・引き続き、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化及び通信設備の二重化など通信網の整備を行い、通信の途絶を防止する。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び市等への携帯電話や衛星携帯電話の貸し出しを行う。

**【重要業績評価指標】 目標値**

指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置数

84 避難所 156 回線（H30 完了）

公衆無線LAN設置施設数 31 施設（H27） 随時拡充

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

**最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞**

**「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針**

企業等における業務継続体制の強化 【商工課】

- ・市内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

**最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**

**「誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針**

誘致企業における業務継続体制の強化 【商工課】

- ・市内誘致企業のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

化学消火薬剤の貯蔵 【消防】

- ・重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤を備蓄していくほか、定期更新する。

**「大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針**

大規模商業施設等における業務継続体制の強化 【商工課】

- ・市内大規模商業施設のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。

**【重要業績評価指標】目標値**

化学消火薬剤備蓄量

517リットル（H30） 760リットル随時更新

**最悪の事態 5-3 農業の停滞**

**「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための推進方針**

農林業生産基盤の耐震化 【農林課】

- ・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産基盤の耐震化を推進するほか、県営ほ場整備事業を、計画に基づき進める。

**【推進する事業】**

- ・ 農地集積加速化基盤整備事業

目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

ため池ハザードマップの整備 【農林課】

- ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県と連携しながらハザードマップを作成する。

農業用ため池の整備 【農林課】

- ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら補修、補強等を進める。

「ダム（県施設）が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

県との連絡体制の強化 【危機管理課】

- ・迅速な避難のため、山瀬及び早口ダムの災害時の放流状況等について、県との連絡体制を強化する。

「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策

**再掲** 1-2 河川関連施設の老朽化対策 【土木課・都市計画課】

- ・河川関連施設について、国、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

**再掲** 1-3 土砂災害対策施設の老朽化対策 【土木課】

- ・県では土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を平成30年度中に策定することとしており、今後、老朽化対策を計画的に推進する。

【重要業績評価指標】目標値

防災重点ため池地区ハザードマップの公表数

8地区（H30） 33地区（R8）

【推進する事業】

- ・ため池等整備事業

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針  
治山対策 【農林課】

- ・荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区

を周知する。

農業・農村の多面的機能の確保 【農林課】

- ・ 農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する。

農業水利施設の保全管理 【農林課】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める。

森林整備 【農林課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、市森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する。

#### 【重要業績評価指標】目標値

- ・ 農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数  
83組織（H30） 75組織（R10）  
人工林間伐面積 210ha（H26） 240ha（R6）

#### 【推進する事業】

- ・ 市有林造成事業      ・ 大館市森林整備事業
- ・ 多面的機能支払交付金      ・ 重点戦略作物作付等推進事業

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

**最悪の事態7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態**

**「災害廃棄物処理が遅る」ことを回避するための推進方針**

災害廃棄物処理等の協力体制の構築 【環境課】

- ・秋田県産業廃棄物協会等との協定に基づき、災害廃棄物処理の協力が円滑に行われるよう、日頃から協定書の内容確認を行うなど、関係機関の連携を強化する。

災害廃棄物の処理体制の整備 【環境課】

- ・地域防災計画に基づき、県及び市が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関等の連携を強化する。
- ・災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する。

**【推進する事業】**

- ・粗大ごみ処理場施設修繕事業

**最悪の事態7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針**

災害対応に不可欠な建設業との連携 【危機管理課】

- ・引き続き、災害復旧協定を締結している建設関係団体等との連携を強化する。

**「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針**

災害ボランティアセンターの設置・運営 【福祉課】

- ・大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する。

- ・外国人に通訳を行うボランティアの登録を推進する。

災害ボランティアコーディネーターの養成 【福祉課】

- ・秋田県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する。



### 最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

地域応援プランによる支援 【企画調整課】

- ・地域応援プランの活用により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援する。

**再掲** 1 - 6 自主防災活動の充実・強化 【消防】

- ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける。

**再掲** 2 - 3 消防団への加入促進 【消防】

- ・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進する。

#### 【重要業績評価指標】目標値

地域応援プラン活動実施累計団体数

69団体（H30） 93団体（R6）

#### 【推進する事業】

- ・地域づくり協働推進支援事業